

# 防 1 (追加分)

## 今市町火災に係る予算対応について

今市町火災については、被害が大規模かつ広範囲にわたる住宅密集地での火災であり、市道の通行にも支障が出るなど市民生活や経済活動に与える影響が大きいことから、迅速に復旧を進める必要があります。

被災者に寄り添った支援を早急に開始するため、下記事業について専決処分による予算対応を検討しています。また、専決処分した補正予算は、次期議会に報告し、承認をお願いすることとなります。

### 記

#### 1 事業内容

##### (1) 火災ごみ撤去等支援補助金

###### 【補助の内容】

	建物を解体する場合	建物を解体しない場合
補助対象者	火災により全焼又は半焼した建物の所有者又は使用者	
補助内容	火災ゴミ撤去処分費及び 建物撤去解体費	火災ゴミ撤去処分費
補助率	定額	
補助上限額	1,000 千円/所有者	500 千円/所有者

※ 1 所有者あたり上限 1,000 千円

##### (2) 災害見舞金の支給

被災された個人又は事業者への見舞金の給付

###### ①個人への給付

[支給額] 住家の滅失した世帯 1 世帯につき 10 万円  
住家の半壊した世帯 1 世帯につき 5 万円  
その他水損等 2 万円

###### ②事業者への給付

[支給額] 所有する事業所が滅失した事業者 10 万円  
賃借する事業所が滅失した事業者 5 万円  
その他水損等 2 万円

##### (3) 周辺市道の安全対策

落下物防止用柵設置 (仮囲い)

2 専決処分日 令和 8 年 7 月上旬